

環境クリーンセンター  
環境測定業務（水質）委託  
仕 様 書

平成26年度

## 環境クリーンセンター操業後の環境測定業務委託

本業務委託は、箕面市環境クリーンセンター周辺河川水質の現況を調査の上、環境基準及び過年度の調査結果等との比較をし、汚染状況を把握することを目的とする。

### (一般事項)

- 1 本業務は、本委託仕様書、委託契約書及び関係法令に準拠し、本市担当職員の指示監督のもとに実施しなければならない。
- 2 本業務に着手する前に受託者（以下「乙」という。）は、施行計画書及び工程表等を作成し、本市（以下「甲」という。）の承認を得なければならない。
- 3 本仕様書で特に定めのない事項又は疑義のある場合、乙は甲と協議しその指示に従うものとする。
- 4 本業務の調査において、道路敷等を使用する場合は、第三者の通行の妨げとなることのないように配慮し、適宜誘導等を行うこと。
- 5 本業務施行中に事故等が発生した場合、所要の処置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに書面をもって甲に報告すること。
- 6 本業務施行中に生じた事故又は第三者に損害を与えた場合は、全て乙の責任において解決するものとする。
- 7 本業務が完了した時は、速やかに所定の成果品を提出し、甲の検査を受けなければならない。
- 8 本業務完了後であっても成果品に誤り等を発見した場合は、乙において責任をもって直ちに甲の指示により是正しなければならない。
- 9 本業務の調査を行うに際し、必要となる官公庁等の申請等については、乙の負担により乙が申請するものとする。

## (業務内容)

本委託の業務内容は、次のとおりとする。

### 1 調査地点

環境クリーンセンター周辺河川

### 2 調査項目及び調査回数

#### (1) 生活環境項目・一般項目及び健康項目

調 査 項 目		調査回数
【生活環境項目・一般項目】	【健康項目】	年 4 回
(1) 気温	(1) カドミウム	
(2) 水温	(2) 全シアン	
(3) 流量	(3) 鉛	
(4) 透視度	(4) 六価クロム	
(5) 水素イオン濃度	(5) 砒素	
(6) 生物化学的酸素要求量(BOD)	(6) 総水銀	
(7) 浮遊物質(SS)	(7) アルキル水銀	
(8) 溶存酸素(DO)	(8) P C B	
(9) 大腸菌群数	(9) ジクロロメタン	
(10) 化学的酸素要求量(COD)	(10) 四塩化炭素	
(11) 濁度	(11) 1,2-ジクロロエタン	
(12) 塩素イオン	(12) 1,1-ジクロロエチレン	
(13) 電気伝導度	(13) シス-1,2-ジクロロエチレン	
(14) 色相	(14) 1,1,1-トリクロロエタン	
(15) 臭気	(15) 1,1,2-トリクロロエタン	
(16) 外観	(16) トリクロロエチレン	
(17) 銅	(17) テトラクロロエチレン	
(18) 亜鉛	(18) 1,3-ジクロロプロペン	
(19) 総窒素	(19) ベンゼン	
(20) アンモニア性窒素	(20) チウラム	
(21) 有機性窒素	(21) シマジン	
	(22) チオベンカルブ	
	(23) セレン	
	(24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
	(25) ふっ素	
	(26) ほう素	
	(27) 1,4-ジオキサン	

#### (2) 要監視項目

調 査 項 目		調査回数
(1) クロロホルム	(15) イプロベンホス (I B P)	年 1 回
(2) トランス-1,2-ジクロロエチレ	(16) クロルニトロフェン(C N P)	
(3) 1,2-ジクロロプロパン	(17) トルエン	
(4) p-ジクロロベンゼン	(18) キシレン	
(5) イソキサチオン	(19) フタル酸ジエチルヘキシル	
(6) ダイアジノン	(20) ニッケル	
(7) フェニトロチオン (M E P)	(21) モリブデン	
(8) イソプロチオラン	(22) アンチモン	
(9) オキシ銅	(23) 塩化ビニルモノマー	
(10) クロロタロニル(T P N)	(24) エピクロロヒドリン	
(11) プロピザミド	(25) 全マンガン	
(12) E P N	(26) ウラン	
(13) ジクロロボス (D D V P)		
(14) フェノブカルブ (B P M C)		

- (3) ダイオキシン類等
- (3)-1 水質
- ① 調査項目
- イ ダイオキシン類
- ロ 1, 3, 6, 8-T<sub>4</sub>CDD、1, 3, 7, 9-T<sub>4</sub>CDD、1, 2, 7, 8-T<sub>4</sub>CDF
- ハ 気温、水温、流量、色相、臭気、PH、浮遊物質量、電気伝導率
- ② 調査回数 年1回
- (3)-2 底質
- ① 調査項目
- イ ダイオキシン類
- ロ 1, 3, 6, 8-T<sub>4</sub>CDD、1, 3, 7, 9-T<sub>4</sub>CDD、1, 2, 7, 8-T<sub>4</sub>CDF
- ハ 色相、臭気、状態、水分、強熱減量
- ② 調査回数 年1回
- なお、ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条に定めるものとする。

### 3 調査予定時期

6月、8月、11月、2月

なお、要監視項目及びダイオキシン類等については、6月とする。

(日時については、本市担当職員と打ち合わせの上決定)

### 4 試料採取方法及び分析方法

#### (1) 生活環境項目、一般項目、健康項目及び要監視項目

「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成11年環水企第89号）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（平成16年環水企発第040331003号, 環水土発第040331005号）」に準ずる。

#### (2) ダイオキシン類

##### ① 河川水質

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年12月 環境庁告示第68号）」に準ずる。

##### ② 河川底質

「ダイオキシン類に係る底質調査暫定マニュアル（平成12年3月 環境庁水質保全局水質管理課）」に準ずる。

### 5 定量下限値

定量下限値の表記については担当職員と協議のうえ決定する。

### 6 報告書の作成

調査結果は、調査実施後に本市担当職員の指示に従い速やかに整理し、提出すること。また、年度末においては、その年度の結果をとりまとめた年度報告書を作成し、提出すること。

なお、報告書はA4サイズで古紙配合率70%以上、白色度70%以下の紙を使用すること。

#### (1) 計量証明書 1部

調査時ごとに、提出するものとする。

#### (2) 年度報告書 2部

以下の内容等についてとりまとめ、報告書の作成を行うものとする。

##### ① 調査概要

##### ② 調査方法

##### ③ 調査結果

##### ④ 評価及び考察

基準値及び過年度との比較

他の調査結果との比較

- ⑤ まとめ
  - ⑥ データ
  - ⑦ ダイオキシン類については、分析チャートを添付
- (3) 施工写真 1部  
施工写真は、黒板等を使用し施工状況（採取中、分析中）の経過及び月日が詳しく分かる写真を、調査時ごとに提出するものとする。

## 7 その他

本調査は、降雨状況等を踏まえ、平水時に行うものとする。調査予定日前に降雨があった場合には、本市担当職員の指示に従うものとする。